

南アフリカの真実和解委員会と女性たちの証言

坂本利子

皆さん、こんにちは。本学産業社会学部の坂本です。今日は、私は南アフリカの真実和解委員会（Truth and Reconciliation Commission : TRC）と、真実和解委員会が開催した公聴会での女性たちの証言について、特に南アフリカの真実和解委員会のいくつかの特徴と、それらが女性の証言とどういう関係があるのか、彼女たちの証言にどのような影響を及ぼしたか、ということについてご報告申し上げたいと思います。

今年 2010 年は、南アの元大統領で、初の黒人大統領であったネルソン・マンデラ氏が 1990 年 2 月に終身刑から釈放されて 20 年になる年で、南アフリカに行きますと、マンデラ氏はこの国の自由と解放運動の象徴、民族和解の象徴として偶像視され、スポーツイベントであれ、音楽イベントであれ、いろいろな場面で新生南アフリカの生みの父のような存在として、今も非常にあがめられています。

一方では、この 20 年間の南アの自由とはどういうものだったのか、誰のための自由であったのか、という問題提起もあり、私自身はこの「南アの自由とは、誰のための自由であったのか？」という問題意識のほうに興味があります。また特に今年南アが注目された、アフリカ大陸で初めてのサッカー・ワールドカップが 6 月に開催されましたが、それが成功であったかどうかの評価よりも、ポストアパルトヘイトの 20 年間に南アでは、特に女性、ジェンダーの視点から、どういう自由が獲得されてきたのかという問題意識のほうに興味があります。

本日の報告では、南アの真実和解委員会（以下、TRC）の特徴と、公聴会での女性たちの証言について、特に戦後のアパルトヘイト体制下で行われたさまざまな人権侵害の歴史的・政治的背景と、南ア独自の社会的・文化的背景から考察します。

南アのアパルトヘイト体制下では、第二次大戦後、1948 年の総選挙で圧勝した国民党（NP）の白人政権が、国家政策として国民を、白人、黒人、アジア人¹⁾、そしてカラード²⁾の 4 つの民族に分離し、「民族ごとの独自の発展」を口実にそれぞれの居住区を定め、移動の自由を制限し、異人種間の恋愛や結婚を禁じるなど、さまざまな人種隔離政策を進め、差別と人権侵害が多くのアパルトヘイト法によって強制されていましたので、それらに違反する行為は、本人だけでなく、家族あるいは関わった友人たちも厳しい制裁を受けるといった状況でした。

白人政権と言いましても、国民党の組織と支持基盤はオランダ系移民の子孫が中心で、入植当時はボーア人と呼ばれ、彼らは自らをアフリカーナー（彼らがオランダ語をベースに作った言語、アフリカーンス語で「アフリカ人」という意味）と呼んで、白人ですけれども、「自分たちはアフリカ人であり、神に選ばれし民として南アフリカの地にやって来たのだ」という独特の宗教観にもとづいて、この地に根付いてアフリカーンス国家を築くという強い意思を持ち、植民地主義支配の歴史の中でボーア戦争などイギリスからの入植者との戦いなど、多くの苦難

を経験した人々でもあったのです。1994年に初めての全人種参加の選挙が行われ、黒人大統領と白人と黒人の連立政権が誕生するまでのアパルトヘイト体制下の南アでは、白人の中でもアフリカーナーが経済的にも政治的にも力を持ち、主要勢力として白人優遇の立法が行われました。

そうしたアパルトヘイト体制下で行われたさまざまな政治的弾圧や人権侵害によって、1990年代までの南アでは、自白や告白といった、とにかく真実を語ることが極度に制限を受けていた社会的状況があります。反アパルトヘイト運動への関与が、家族や友人、仲間の自白によって明らかになると、逮捕・拘留され、暴力や暗殺などの生命の危険にもさらされてきたわけですから、反アパルトヘイトの政治活動に関わってきた男性だけでなく女性も、そしてその家族も弾圧を受け、告白すること自体が極めて危険な行為として制限されてきました。

私がTRCについて第一に興味をもったのは、TRCが開催した公聴会で、女性たちが何をどのように語ったか、TRCは彼女たちの声をどのように聞いたかということです。公聴会で何が語られ、何が明らかになったかということは、メディアの格好のターゲットになります。またTRCが公聴会を開催する目的のひとつは、公聴会という公の場でおこなわれる、過去に受けた人権侵害の経験についての語りを、国営放送SABC (South African Broadcasting Corporation)などのメディアが取り上げて、ラジオとテレビで毎日報道し、新聞もそれらを連載するというように、メディアが報道することによって、公聴会の出席者だけでなく、メディアとその聴衆も一緒に集団で過去の人権侵害を確認し、国民全体でその語りを共有するということであったわけですから、そうした極めて公の場で、女性たちは何をどのように語ったか、そしてその語りは、集団でどのように確認され共有されたかという問題は、非常に重要であると思えるのです。

こうした南アのTRCが開催した、メディアと国民立会いでの公聴会における証言のあり方は、先ほど柴田先生が報告をされたグアテマラの民衆法廷の場合と比べると、グアテマラでは実名で告発することによって、依然として生命の危険にさらされるため、白い布の向こう側で名前も顔もアイデンティティを隠しておこなわれるグアテマラの女性たちの証言とは、かなり状況が違うと感じました。南アでは1994年にアフリカ民族会議(ANC: African National Congress)が第一党となる連立政権が誕生し、TRCは1995年に成立した「民族統合・和解促進法」(The Promotion of National Unity and Reconciliation Act)に基づいて議会が設立したもので、白人政権のアパルトヘイト体制下で行なわれた人権侵害や違法行為の真相を明らかにし、それを記録することによって、さまざまな被害を受けた人々の復権、社会的和解および民族の統一をめざして設立されました。したがって、TRCが開催する公聴会で過去の政権による弾圧について証言したからといって、グアテマラの事例のように、生命の危険にさらされることはなかったのですけれども、それでも南アの女性たちの語りには、いろいろな意味で制約がありました。

南アのTRCは、社会的和解と民族の統合という目的を持って、過去におこなわれた人権侵害の真実を明らかにし、明らかにされた事実を集団で確認し、その真実を国民全体で共有するという作業を行ったわけですが、ここでは、そうした作業が南アの女性たちの語りにどのような影響を及ぼしたか、ということについて考えてみたいと思います。もうひとつは、女性たちは彼女たち自身のアパルトヘイトの経験について、公聴会においてどのように語ったのか、そしてその証言をTRCがどのように受けとめたのか、女性がTRCに語ることで、TRCと聴衆がその場で、あるいはメディアを通して聞くことの意味と背景についても考えてみたいと思います。

南アのTRCは、ほかの国の和解委員会や真実委員会が大統領や国連あるいは国際平和機関が任命しているのに対して、南アの新政権下の議会が任命したというところが、民主的という解釈があるいっぽうで、それがその後の真実の究明と和解のプロセスに問題を投げ掛けているという解釈もできると思います。南アのアパルトヘイト体制から民主化への移行は、いろいろな記事で「奇跡（miracle）」と称されています。あれだけの紛争のあった社会が民主化のプロセスを歩み始め、その過程を助けたTRCは奇跡を起こしたといった賞賛のされ方をしますが、多くの女性団体やフェミニストは、TRCの果たした役割の重要性は認めながらも、その過程の問題性も指摘しています。TRCの「真実和解」の過程は多くの問題点もはらんだ過程であったと思います。今日はそのうちのいくつかについて話したいと思います。

TRCは1998年に5巻の膨大な『ファイナル・レポート』を出し、その後のレポートも2003年に出されています。これらのレポートはインターネットでも検索できます。TRCの『ファイナル・レポート』によると、女性の証言について注目すべき点がいくつかあります。たとえば、公聴会での証言者のうち58パーセントが女性であった（そしてアフリカ人女性が圧倒的に多かった）のに対し、女性に対して行われた人権侵害に関する証言は、全体の13パーセントにすぎなかったこと、また男性証言者の多くは自分自身の被害について語ったのに対し、女性は自分自身が受けた被害ではなく、犠牲となった男性家族のために証言をした事例が非常に多かったことなどです。

なぜTRCにやってきた証言者に女性の方が多くかということ、ひとつにはアパルトヘイト時代の弾圧や衝突による死亡者や行方不明者は、女性より男性の方が多く、証言できた生存者は女性が多かったということもありますが、TRCによるレポートや、後で紹介する「ジェンダーとTRC」という報告書、その他を見ても、女性は自分自身が拘留や拷問、虐待を受けて苦しんだにもかかわらず、彼女たちの大部分は自分の被害ではなく、男性の家族や友人の経験について代理証言をしたという例が非常に多かったことがわかります。

特に1996年に第1回公聴会が始まって最初の5週間は、さまざまな試行錯誤が行われた時期であり、人類学者フィオーナ・ロスの調査によると、この最初の5週間に開催された公聴会で204件の証言があり、そのうち60%が女性による証言で、彼女たちの証言のうち75%が男性に対する人権侵害に関するものであったということです。いっぽう男性による証言のうち88%が男性自身に対する人権侵害に関するもので、その他は男女ともが犠牲となった事件に関する証言で、女性のみが人権侵害の被害者となった事件の証言は非常にまれで、男性による男性の犠牲者に関する証言はあっても、妻や姉妹の被害に言及した例はなかったといえます³⁾。

このように女性の証言には、そして男性の証言にも、女性に対して行なわれた人権侵害についての証言が不在であるという事実は、南ア社会における女性の地位と関係しているだけでなく、TRCが掲げた「真実究明」と「民族の和解と統合」の目標の下で、女性の証言者とうどう向き合ったか、つまり女性への人権侵害についての沈黙・証言の不在の原因の一端が、南アのTRCの特徴とも大きく関係しているということです。

南アのTRCのひとつの特徴は、紛争後社会が全面的正義の実現を目的として人権侵害の加害者を裁判で裁くという選択肢ではなく、真実の究明と、社会的・民族的和解と統合をめざして、証言者の声を聴くこと、免責、そして補償問題を扱うという、3つの機能をひとつの機関が果た

したという点で、他に例を見ない真実委員会であったこと⁴⁾。この委員会は、デズモンド・ツツ大司教を委員長に、17名（女性の7名、男性10名）の委員で構成され、その下に3つの委員会、つまり人権侵害委員会（Human Rights Violation Committee）、補償・復権委員会（Reparation and Rehabilitation Committee）、そして恩赦委員会（Amnesty Committee）が設置され、さらにその下に、広報、法律、証人保護、人事、調査、分析、警備、会計、カウンセリング等々の実務を担う小委員会が設置されました。人権侵害の調査対象となる期間は、1960年3月1日（シャープビル事件が発生し、それを契機に国家的抑圧と解放運動との対立がさらに激化した時期）から、1994年5月10日（南ア初の黒人大統領、ネルソン・マンデラが就任した日）までで、TRCは約3万8千人の被害者から2万件を超える被害の供述を得た後、裏づけ調査を行い、事実確定の後に公聴会を開催しました。TRCが対象とする事件は、主に白人政権下で、白人政府が行った弾圧によるものですが、現政権党であるアフリカ民族会議（ANC）のメンバーによる暴力行為についても扱っています。公聴会は上述の人権侵害委員会と補償・復権委員会が担当し、1996年4月から1997年12月までの間に、ケープタウン、ジョハネスバーグ、イーストロンドン、ダーバン、キンバリーの各地域で開催され、約2200人が証言しました。

南アのTRCのもうひとつの特徴は、それがいわば政治的交渉の産物であったということです。すなわちマンデラが釈放された当時政権党であった国民党と、将来の政権党となるANCの中心人物であったマンデラを中心とするリーダーたちとの間の交渉の結果、平和的に権力を移行させるために、東京裁判のような国際法廷にかけられることなく、権力を移行させようとする過程で制定された、暫定憲法によって準備された委員会であったということです。そして南アの和解は、グアテマラの場合と同様に、柴田先生がグアテマラでは恩赦を与えることが法律化されたために、なかなか調査が進みにくかったとおっしゃっていましたが、南アでも、人権侵害に関する真実の全面的開示・告白と引き換えに恩赦（アムネ스티）が与えられるという条件があり、すなわち恩赦を与えることによって実現した和解であったといえます。また南アの恩赦は、1980年代のチリで行なわれた包括的恩赦、つまり組織の一定以上の地位にあった者に対して自動的に免責措置をとるというものではなく、真相を究明するために、加害者による事実の前面的告白を条件に、加害者個人に対してとられた個別的恩赦でした。恩赦の実態は、申請者が7116人、そのうち実際に恩赦が与えられたのは1167件でした（TRC, 1998）⁵⁾。

さらに南アのTRCのもうひとつの特徴は、最初のところで少し紹介しましたように、新聞、ラジオ、テレビなどのメディアが、ニュースや特別番組を組んで、TRCの活動や公聴会における証言、明らかにされた情報などを日々報道し、国民がテレビやラジオで公聴会に立ち会ったこと、つまり公聴会というきわめて公の証言の場を提供することにより、TRCが新しい形の証言の舞台を作り出したことだと思います。このことをフィオーナ・ロスが、「（公聴会が）国民全体の感情的、道徳的浄化作用（catharsis）をもたらした」（Ross, 1996）と述べています。こうした公聴会という場で、被害を受けた直後ではなく、年月を経過した過去の人権侵害を証言し、それを国民がメディアを通して目の当たりにするという新しい舞台での証言は、その効果や妥当性について問題があるのではないかと考えます。つまり過去の経験を回想するという証言の性格は、国民が毎日メディアを通して立ち会うことで、少なからず影響を受け、証言の過程がより複雑なものになるからです。南アの白人女性作家、アンキー・クロッホは、真実和解委員

会の過程について書いたルポルタージュ、『カントリー・オブ・マイ・スカル』の中で、当時の公聴会に関するニュース報道と、それがジャーナリスト自身に与えた影響を次のように回想しています。

過去の出来事を、速報の見出しになるくらい関心を引き付ける重大ニュースに仕立てなくてはならないし、ジョハネスバーグの速報担当記者が無視できないような記事にしなければならぬということだ。そうするには重大ニュースに使われるあらゆるテクニックを使わなければならないし、必要ならそれを発展も改良もしなければならぬ... 私たち自身がニュースで使う言葉もすばやく変化する—「すばらしい証言 (fantastic testimony)」, 「人目を引く話題 (sexy subject)」, 「哀れな泣き声 (nice audible crying)」など。⁶⁾

公聴会では、「子孫のために (for our children)」という大義の下に、「国民全体の参加と監視」(TRC, 1998) の重要性が強調され、アパルトヘイト下の残虐行為を国民全体に公表することの重要性が繰り返し語られました。そしてそのことがジャーナリストだけでなく証言者にも少なからず影響したと考えます。

さらに、もうひとつのTRCの特徴は、真実の究明と和解のために「ウブントゥ (*Ubuntu*)」というアフリカのヒューマンイズムの原理が持ち込まれていることで、それが女性の証言にも少なからず影響を与えたのではないかと考えられます。TRC設立の基礎となった暫定憲法の最終条項には、過去の重大な人権侵害に対して、「復讐ではなく理解の必要性、報復ではなく補償の必要性、不当な犠牲ではなくウブントゥの必要性に基づいて、処理することができる」(傍点は筆者による)と明記されています。ウブントゥというのは、南アのコーサ族とズールー族の伝統的価値観を表わす概念で、南アフリカ英語の辞書によりますと、「humanity (ヒューマニティ、慈悲や人間愛), goodness (美德や寛容), human-heartedness (人間らしい心をもっていること), compassion (思いやりや深い同情心), そして基本的人間性あるいはアフリカの価値観や美德を表現する特質」⁷⁾とされています。TRC委員長であったツツ大司教は、ウブントゥという概念を、「われわれアフリカ人の人間らしさ、思いやり、ホスピタリティ、一体感、私の人間性はあなたの人間性と密接に関係しているという感覚」⁸⁾と述べ、繰り返しその重要性を強調しています。ウブントゥという概念はメディアでもたびたび強調され、TRCが和解を追及する過程で、和解とそのための許しの概念へと融合されました。そして女性の証言を分析するとき、特にこの概念は重要であると思います。なぜならこのアフリカの価値観が、しばしば南ア社会において女性性と結びついて語られ、さまざまな文学テキストにおいても、妻や母親の役割、女性としての美德、ホスピタリティとして解釈されることが多いからです。たとえば、後で見ただくビデオの中にも、息子がテロリストであったとして殺害された黒人女性は、加害者で、もと警官の黒人男性を「私の息子 (My son)」と呼んで、「母親としてあなたを許します」という苦しい発言をする場面が見られます。

公聴会で語られた人権侵害に関する証言はきわめて多様ですが、いくつかの共通点も見られます。つまり女性たちの証言は、男性家族の被害について語りながら、事件の経過とその背景の歴史的関係を詳細に語り、アパルトヘイト国家についての彼女たちの理解と、国家的暴力の

過程をどのように認識したかという観点からも語られています。ただTRCと聴衆の多くは、妻や母に関する物語というより、夫や息子についての物語に注意を向け、女性の証言者を人権侵害の犠牲者としてというより、男たちが拉致、殺人、拷問などをうけた事件について情報をもっている家族、つまり貴重な情報を知らせてくれる存在として注目したでしょう。彼女たち自身の証言も、自分たちを直接の犠牲者として位置づけることは少なかったのです。このように女性が代理証言者となり、女性自身が受けた人権侵害が女性の証言によって明らかにされていないことへの懸念を、TRCの委員のひとりであったメアリー・バートンはこう述べています。「女性は、行方不明者や故人の母、妻、恋人として間接的な証言者となってしまう...（彼女たち自身の受けた人権侵害について）もっと証言があるはずです」⁹⁾。

今日は特に女性の証言についてご紹介するために、2つの公聴会のビデオをお見せしたいと思います。

ひとつ目は、「クラドック4（フォー）事件」の犠牲者、マシュー・ゴニウェ（Matthew Goniwe）の未亡人、ニヤメカ・ゴニウェ（Nyameka Goniwe）と、同じく犠牲者のフォート・カラータ（Fort Calata）の未亡人、ノモンデ・カラータ（Nomonde Calata）の証言と、その他の証言を記録したドキュメンタリー・フィルム、*A Long Night's Journey into Day* から紹介します。「クラドック4（フォー）事件」は、1985年6月、イースタンケープ州の町クラドックの教員であり解放運動活動家であったマシュー・ゴニウェとフォート・カラータと同僚2名が焼殺された事件で、アパルトヘイト終焉後も事件の真相は謎のままでした。1996年4月25日、イーストロンドンの市庁舎で行われた第1回の公聴会で、4人の未亡人が証言者として、また加害者でもと警察官が恩赦を求めて登場します。

TRCが被害者の未亡人に対して、「皆さんのご主人を殺害した加害者が申し出て、殺害を認め恩赦を求めるという可能性があることはお分かりだと思います。その場合、加害者が誰なのか知りたいですか？」という質問をしたとき、ニヤメカ・ゴニウェはためらいがちではありますがきっぱりと、「加害者は秘密警察だと思いますが、私たちには誰なのか分っていません。その謎は明らかにされるべきだと思います。内部の関係者で証言してくれる人が必要です。ですから、まだ事実をかくしている加害者に、申し出てくるように訴えたいと思います」と答えています。その場面のDVDをご覧ください。

(DVD 上映)

これが、公聴会の模様です。ニヤメカ・ゴニウェは、「夫マシュー・ゴニウェと私の生活について語るのには、気の重いことですが、彼の死に至るまでの出来事をお話します。」と証言を始めます。2人の未亡人が公聴会で語ったのは、主に夫の死と、誰が彼らの殺害にかかわったかを見つけたかとする、家族の必死の努力についてで、家族への嫌がらせについてもわずかに語りましたが、彼女自身や他の家族がどのような人権侵害を受けたかについては、委員が促すまでは、語ることはありませんでした。

公聴会における女性たちの証言に、彼女たち自身の受けた人権侵害についての証言が不在であるからといって、彼女たちに政治的自覚がなかったということではありません。ニヤメカ・ゴニウェは、国家がどのように解放運動を弾圧したか、そしてなぜ夫や同僚の殺害に警察がかかっていると考えるのか、当時の夫の活動と地域で起きた出来事や状況を関連づけて、彼女

なりの分析と解釈を提示しています。彼女は「クラドック4（フォー）事件」と他の事件との類似性や、南アの国防軍、警察、警備隊、国家治安委員会、そして暗殺隊についても知っていることを述べ、彼女が述べた情報には、彼女自身への拉致や拷問といった人権侵害にかかわる証言が含まれていなくても、彼女が持っていた政治的意識や能力が明確に示されています。

次は、「ググレッツ7（セブン）事件」の犠牲者の母親の証言（1996年11月、ケープタウン）をお聞きいただきます。「ググレッツ7（セブン）事件」とは、ケープタウン郊外のタウンシップ（黒人居住区）であるググレッツで、1986年3月、アフリカ人の若者7人がテロリストとして警察官に射殺された事件で、公聴会には、事件当時政府が秘密裏に訓練していた暗殺隊メンバーであった白人巡査部長と、いわばスパイのような役割をして、情報を漏らしていた黒人警官タペロ・ムベロ（Taphelo Mbelo）が、恩赦を求めて出頭しています。被害者の家族や関係者の多くは、事件は警察が仕組んだものであると信じていました。公聴会では当時のニュースのビデオが流され、テロリストとして射殺されたという殺害現場のニュースを通して、暴力の再経験をさせられることになります。それを見ていた母親や家族の中には、耐え切れなくなって叫び声を上げ、職員に支えられて会場から出て行く者も出てきます。

公聴会の後、加害者タペロ・ムベロが被害者の家族との面会を要請するのですが、和解委員は家族を集めて、これから黒人の警官であったムベロと別室で会うこと、そこではTRCの保護の下で何を話しても、何を質問してもよいこと、それは困難な対面になることが予想されることなどを話します。

ドキュメンタリー・ビデオに録画された映像からは、対面のすべての様子を知ることはできませんが、加害者と母親たちの対面が双方にとって非常に気まずく困難なものであったことは想像できます。ひとりの母親がきっぱりと、「私はあなたを許しません」と言って横を向き、気まずい雰囲気に対面が終わろうとします。そのとき、シンシア・ングウェ（被害者クリストファー・ピエトの母親）が語り始めます。彼女は、公聴会で当時のニュースが放映され、息子の死体が犬の死骸のようにロープで引かれるのを見て、怒りを加害者にぶつけ、彼が密告者であったことを強く非難していた母親です。面会する前は、「いくら彼の話を聞いたって同じことよ。私の息子は帰ってこないんだから。話したいなら話してもいいけれど、絶対許さない」と言っていた彼女が、母親としての許しを加害者に語り始めます。

「ちょっと待って。マイ・サン（my son）（アフリカでは、血縁でなくとも、黒人同士の間で my son, my sister, my parents, my child と呼び合う習慣がある。）タペロというあなたの名前は、祈りという意味でしょう？私にはあなたの名前の意味がわかります。あなたがその意味（祈り）のとおり生きてきたかどうかは知りませんが。私は今クリストファーの母親として話しているのだから、私はあなたを許します。マイ・チャイルド（my child）。なぜなら、あなたとクリストファーは同じ年齢だから。私があなたを許すと言っている理由は、私の息子は二度と生き返ることはないのだから、この心の傷をあなたへの憎しみとして持ち続けることは無意味だからです。神が審判を下されるでしょう。私たちが神に許されたいと願うのと同様に、私たちに対して罪を犯した者を、私たちは許さなければならぬと思います。だからタペロ、私はあなたを許します。あなたに家に帰ってもらって、

ここにいる母親たちが、あなたが犯した罪を許そうとしていること、そしてあなたに深い同情を感じていることを分ってもらいたい。」

では母親としての許しを語る場面を、ここで見ていただきます。

(DVD 上映)

証言のビデオは、ここで終わります。この許しの発言で注目すべき点は、この許しがメディアでは和解の象徴として扱われていますが、被害者とその母親も加害者も黒人であること（白人と黒人の和解ではないこと）、シンシア・ングウェがタペロ・ムペロを許すと言っているのは、彼と息子のクリストファーが同じ年齢であり、自分は今クリストファーの母親として話しているのだから、加害者をあたかも自分の息子として扱うかのように許すと宣言していることです。また、加害者をマイ・チャイルド（my child）と呼びかけ、彼女が加害者を許すと言っている理由は、自分の息子は生き返ることはないのだから、その憎しみを持ち続けることは無意味だと説明して、あくまで息子をなくした母親として加害者を許すと語っている点だと思います。同じ黒人でありながら、密告者として暗殺隊に加わり、わが子の殺害に加担したタペロを絶対許さないと語っていたシンシア・ングウェが口にしたのは、息子と同世代で、同じ黒人コミュニティに住む彼を、息子を許すようにあなたを許すといった、母としての許しでした。

第1回の公聴会が1996年4月15日に開催された5ヵ月後の8月15日、TRCは女性の為の「特別公聴会」を開催することを発表します（Burton, 1996）。それは過去5ヶ月間に人権侵害調査委員会が開催した公聴会における証言について、女性自身が受けた人権侵害の実態が明らかにされていないことを懸念した女性団体、被害者支援団体、学者、ジャーナリスト、法律家たちが、特に女性の証言のあり方について十分な聞き取りができていないことに異議を申し立て、TRCに働きかけていたからです。

ベス・ゴールドブラット（Beth Goldblatt）とシーラ・メインキーズ（Shiela Meintjies）がTRCに提出した報告書、「ジェンダーと真実和解委員会」（1996年5月）は、アパルトヘイト体制下で女性に加えられた直接・間接の暴力についてインタビューや調査を実施した結果について、詳細な資料を提出しています。それによると、TRCが対象としている調査期間の1960年から1990年の間に、拘留されていた女性への肉体的虐待は増加していたと報告されています。しかし、そうした女性への人権侵害が公聴会の場で語られていないことについて報告書は、黒人女性が自分たちが受けた人権侵害について語るのは容易ではないこと、女性が自分たちの経験を語らない、あるいは語ることを許されない背景には、根強い文化的・社会的理由が存在すること、そしてTRCの問題点を次のように指摘しています。

ひとつには「TRCが定義する人権侵害が限定的であるために、その人権認識の枠組み自体も制約をうけている」¹⁰⁾ ため、アパルトヘイト体制下で受けたすべての黒人、特に黒人女性が受けた人権侵害について、十分に審査されていないことがあげられています。つまり、「民族和解と統一促進法」に定義された「重大な人権侵害」が、たとえば殺人、拷問、拉致など、主として身体に加えられたもの、文字通り目に見える肉体的被害や苦しみの経験に焦点をあてているため、多くの黒人女性が受けた人権侵害がこれらの範疇からは除外され、殺人、拷問、拉致などの被害を受けた家族や友人のために、代理でしか語れない、自分の被害について語るこそ

のものが困難な状況をつくってしまっていたということです。

ゴールドブラットとメインキーズの報告書に代表されるように、女性団体やその他のグループが、女性の証言において女性自身が沈黙していること、そしてTRCが女性の声を聞き取れていないことに対して異議申し立てをしたとき、TRCは女性2名の特別委員、ヤスミン・スーカとグレンダ・ワイルドシュッツを指名し、助言を求めるという対応をとります。そこでスーカとワイルドシュッツは、女性のための特別公聴会を開催することを提案し、以下のような勧告をしています。

1. 女性のための特別公聴会の開催が求められる。各地域で少なくとも1回は、女性のための特別公聴会を開催する必要がある。
2. ジェンダーにかかわる問題については、TRCは特定のコミュニティの文化的規範に配慮しなければならない。
3. 女性は率直に声を上げることを奨励される必要がある。つまり女性の沈黙を破らなければならない。政治的状況において女性が虐待を受けていたという多数の証拠があるが、明らかにされていない。
4. TRCは女性が自分たちについて語れるように、女性を力づけ、その語りを促す役割を果たさなければならない。具体的には以下の方法が有効であろう。
女性は、他の女性の代わりに証言することもできる。
女性は一緒に集まってグループで証言できる（証言は非公開にできる）。
5. 公聴会の出席者に男性が入っていると証言できない女性がいるかもしれないので、証言者と話し合っ、公聴会を傍聴できる者を決めなければならない。
6. TRCの委員はジェンダーに関する問題について研修を受けなければならない。
7. 特に地方出身の女性のために、メディアに対してどのように対応すべきかについて、事前に講習会を開かなければならない。
8. キリスト教会の女性団体は、女性が自分の問題について語れるように、支援しなければならない。
9. 加害者としての女性についても、留意しなければならない。
10. 補償措置についても、女性を差別してはならない。

(Maisva, 2009) ¹¹⁾

こうしてTRCはゴールドブラットとメインキーズが提出した「ジェンダーと真実和解委員会」という報告に対応して、女性のための特別公聴会を開催することになりますが、その経過とその後の特別公聴会のあり方にも、いくつかの問題点が見られます。

ひとつには、TRCが女性の証言に対する配慮を、女性団体やその他のグループの異議申し立てを受けて、あとから付け足したことによるものです。つまり女性のための特別公聴会は、従来の人権侵害委員会の公聴会を開催しながら、さらに追加的に開催されたものであり、それによって女性への精神的負担をさらに追加することになったからです。TRCは証言の際の説明書に次のような項目を追加して、女性証言者に重大な人権侵害の犠牲者としての証言を促してい

ます。「もしあなたが重大な人権侵害の犠牲者であるなら、あなた自身に起きたことをわれわれ
 真実和解委員会に話すことを忘れてはなりません」(TRC, 1998)。こうした追加的措置が、む
 しろ女性の証言者に沈黙することの責任の重さや罪の意識を感じさせ、女性が自らの経験を語
 ること、証言することをさらに困難にする結果になったとゴールドブラットとメインキーズは
 分析しています。

その後の特別公聴会の模様は、先にのべたアンキー・クロッホのルポルタージュ、『カントリー・
 オブ・マイ・スカル』に詳細に記録されています。以上述べてきたような問題点に加えて、
 TRCがアパートヘイト下の女性の経験を特に男性の経験と差別化する際に、あまりにも性暴力
 に焦点をあてたことで、解放運動における女性の役割を矮小化し、女性の母親として、妻とし
 ての役割を強調しすぎるあまり、女性の政治活動における役割をも矮小化する効果をもたらし
 たことも指摘されています。これについてはもっと調査分析すべき点がありますけれども、今
 日はここまでの報告とさせていただきます。どうも有難うございました。

注

- 1) 元イギリスの植民地であった南アジア出身の、インド・パキスタン系住民と、東南アジアのマレー系
 住民とその子孫たちをさす。
- 2) 南アでいうカラードとは、すべての非白人をさすわけではなく、基本的には白人と黒人の混血の人た
 ちを指すが、植民地支配の歴史の結果さまざまな民族の混血が進み、カラードの定義や人種の区分も非
 常に不明瞭である。
- 3) Ross, F. (1996). Existing in secret places: women's testimony in the first five weeks of public hearings of
 the truth and reconciliation commission, report, 4-5.
- 4) 南アフリカのTRCとその前後に実施された世界の他の真実委員会との比較については、阿部利洋『紛
 争後社会と向き合う—南アフリカ真実和解委員会』を参照。
- 5) Truth and Reconciliation Commission (TRC) (1998). *Truth and reconciliation commission final report*,
 Volumes 1-5. Cape Town: Juta.
- 6) Krog, A. (1998). *Country of my skull*, 44-45.
- 7) *A Dictionary of South African English on historical principles* (Oxford University Press 1996).
- 8) *Sunday Times* (1991). May 26.
- 9) Burton, M. (1996). Press release quoted in South African Press Association Bulletin, May 16, [http://
 www.anc.org.za/anc/newsbrief/1996/news0516](http://www.anc.org.za/anc/newsbrief/1996/news0516).
- 10) Goldblatt, B. & S. Meintjes (1996). Gender and the truth and reconciliation commission: submission to
 the truth and reconciliation commission, draft, Johannesburg: Centre for Applied Legal Studies, University
 of the Witwatersrand.
- 11) Maisva, F. (2009). Human rights violations against women and truth commissions, report, Research and
 Advocacy Unit: Harare, Zimbabwe.